

令和7年度 学校法人佐賀学園 神野こども園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	学校法人佐賀学園
所在地	佐賀市駅前中央二丁目9番10号
電話番号	0952-30-4281
代表者氏名	理事長 笠 慶宣

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	神野こども園
施設の所在地	佐賀市駅前中央三丁目9番12号
連絡先	電話番号 0952-30-5832 FAX 0952-30-3900
管理者名	園長 陣内富子
開設年月日	平成27年4月1日

3 目的及び運営方針

目的	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた乳児・幼児を保育・教育し、心身ともに健やかな成長を支援します。
運営方針	＊子どもたちが安心して生活し、その子らしさが発揮できる環境づくりを心がけ、明るくのびのびとした子どもを育てる保育・教育をすすめます。 ＊0歳から家庭的で穏やかな環境の中で安心できる人間関係を築いていきます。友だちや保育者と関わりながら、遊びの中で育つ資質・能力を養います。 ＊人間形成の基礎となる乳、幼児期において、0歳児から就学前まで、一貫した認定こども園教育・保育要領のもと、自発的な遊びを中心としながら、豊かな人間性の根っこを育てます。

4 提供する教育・保育の内容等

(1) 提供する教育・保育の内容等

提供する教育・保育の内容等	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、自発的な遊びの遊びこみを大切にし、その中で育つ子どもの資質・能力を高め、将来にわたっての人間性の基礎を育みます。
特色ある教育	(1) 学びへの高い思考力と豊かな感性を育てます。 (2) 物事に取り組む主体性と意欲、集中力を育てます。 (3) 豊かな人間性にかかわる非認知能力を育てます。 (4) 豊かなコミュニケーション力と協同性を育てます。

(2) 給食 業者委託の給食（一富士フードサービス）

当園の給食の方針	（１）食を通して命の尊さを実感し、健康を守ろうとする態度、食の大切さを実感する気持ちを育みます。 （２）食事を楽しむとともに、望ましい食生活習慣を育みます。 （３）食育の大切さの観点から、和食を中心としたメニューで、体に良い、栄養バランスを考えた献立の工夫を行います。
給食の献立の工夫	○成長期の子どもたちに合わせて献立を作成し、毎月月末に翌月の献立表を配布します。（月に１回のパンの日、お楽しみメニューの日の設定） また、行事等によって、お弁当の日を設定しています。（年長・年中・年少・満３歳クラスは、毎月第１金曜日はお弁当の日とします。）
アレルギー等への対応	○アレルギーのお子さんについては、医師の診断書（又は指示書）を添え個別に相談を受けています。その上で、可能な範囲でのアレルギー対応をしていきます。
衛生管理等	○調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。

(3) 送迎

- ・希望者については、園バスによる送迎を実施します。
- ・通園バスのコースについては毎年変更があるので、詳しいことは園にお尋ねください。
- ・送迎バス利用料金が必要となります。（月額：片道１，０００円、往復２，０００円）

5 職員の種類、員数及び職務の内容

職名	人数	職務の内容
園長	１名	園の業務を統括し、所属教職員を監督する。
副園長	１名	園長を補佐し、園の総括的な事務に従事し、所属職員への指導、助言を行う。
主幹保育教諭	１名	園長、教頭を補佐し、園児の教育及び保育並びに関係事務に従事するとともに、所属職員に対して必要な指導、助言を行う。
保育教諭	必要に応じて配置	園児の教育及び保育を掌る。
保育補助	必要に応じて配置	保育・預かり保育における保育教諭の補助を行う。
看護師	１名	園児の怪我への対応や応急手当、その他に保健指導を行う。
事務職員	１名	経理及び庶務・事務を掌る。
技術職員	３名	園バスの運行並びに用務に従事する。
嘱託医	内科１名 歯科１名	園児の健康管理及び保健指導を掌る。
薬剤師	１名	園の環境衛生検査及び環境維持管理に関し必要な指導及び助言を行う。

※ 当園では、「幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に基づき、職員を配置しています。

また、上記の職員の人数は、園児数及び運営を進める上で変動する場合があります。

6 教育保育を行う日及び時間等

(1) 開園日、開園時間

開園日	月曜日～土曜日まで
開園時間	7時30分～18時30分

(2) 利用時間及び休業日

認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

また、利用時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、預かり保育、延長保育、早朝保育（以下「時間外保育」と言う。）を提供します。時間外保育をご利用の場合は、別途、利用者負担が必要となります。

【1号認定（教育標準時間認定 概ね4時間程度）】

開園日	月曜日～金曜日まで
利用時間	8時30分～14時まで（11時30分降園あり 短縮保育日）
預かり保育 （一時預かり）	- 月曜日～金曜日 14時（降園）～18時まで（別途追加料金あり） - 土曜日、園行事の振替休日 - 長期休業中 月曜日～金曜日 8時30分～18時まで（別途追加料金あり）
延長保育	18時～18時30分時まで（別途追加料金あり）
早朝保育	7時30分～8時30分（別途追加料金あり）
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日 春季休業日（4/1～6）、夏季休業日（7/21～8/31） 冬季休業日（12/25～1/7）、学年末休業日（3/25～31）

【2号・3号認定（保育標準時間 最大11時間 保育短時間 最大8時間）】

開園日	月曜日～土曜日まで
利用時間	【保育標準時間認定】 7時30分～18時30分（11時間） 【保育短時間認定】 8時30分～16時30分（8時間）
延長保育	【保育短時間認定】 16時30分～17時30分まで（別途追加料金あり） 17時30分～18時30分まで（別途追加料金あり）
早朝保育	【保育短時間認定】 7時30分～8時30分（別途追加料金あり）
休業日	日曜日・国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※支給認定区分

	対象となるお子さま		
	年度当初の年齢	保育の必要性	教育・保育時間
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間（概ね4時間程度）
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間（最大11時間） 保育短時間（最大8時間）
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間（最大11時間） 保育短時間（最大8時間）

7 利用定員

認定区分	年齢区分	利用定員
1号	3歳児以上	120名
2号	3歳児以上	57名
3号	1・2歳児	30名
	0歳児	3名
	計	210名

8 利用の開始及び終了に関する事項等

入園資格	本園に入園することのできる者は、0歳（6ヵ月）から小学校就学の始期に達するまでの乳児及び幼児とします。
入園申込	入園の申し込みは、次のとおりとします。 （1）1号認定子どもの保護者が本園に入園を希望する場合は、入園願書、入園手数料（3,500円）を添えて直接本園に申し込んでください。その後、佐賀市指定の申請書に必要事項を記載していただきます。 （2）2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が本園に入園を希望する場合は、佐賀市の指定の申請書に必要事項を記載し、その他必要な書類を添えて、佐賀市に申請してください。
選考	（1）1号認定子どもの入園を希望する者が多数となり、利用定員を超える場合の選考基準（優先順位）は、次のとおりとします。 ① 当該法人が経営する「学校法人佐賀学園」職員の子弟である場合 ② 在園児または卒園児の弟妹である場合 ③ 先着順 （2）2号認定子ども及び3号認定子どもの入園を希望する者が多数となり、利用定員を超える場合は、佐賀市が保育を受ける必要性の高いものを優先的に利用できるよう調整を図ります。
転園、退園 休園	いずれの場合も、その事由を記して園長に届け出る必要があります。
卒園の要件	園長は、教育課程を修了したものには、卒園証書を授与します。

9 利用開始後の認定区分等の変更手続き

利用開始後、保護者の就労等の状況、ご家族の構成が変わる場合など、状況が変わった際には、認定区分の変更申請などの手続きが必要です。速やかに園にお知らせください。

(1) 変更内容

変更内容	例
①認定区分・保育の必要量等	就職、退職、勤務時間等就労状況が変わる場合
②保護者の氏名・住所・連絡先等	転居、別居、祖父母との同居など世帯構成が変わる場合

(2) 変更の手続き先

保護者 ⇒ 神野こども園 ⇒ 佐賀市

(3) 園の締切

変更する前月の15日まで

10 保育料等に関すること

(1) 保育料等

満3・3・4・5歳児の保育料は、無償です。3号は、各市町で定められた保育料を納入してください。その他の必要な費用は、「別表1」のとおりとします。園が定める期日までに保育料等を納入してください。

また、当該費用は、出席の有無にかかわらず納入するものとします。

(2) 保育料等の滞納

保育料等を2カ月以上滞納し、督促に対し誠意をもって対応しない場合は、退園とする場合があります。

(3) 保育料等の返還

既納の保育料等、及び入園手数料は、原則としてこれを返還いたしません。

11 支払方法

毎月の保育料等については、事務処理の都合上、銀行口座からの引き落としとなりますのでご協力をお願いいたします。

保育料等とは、保育料、特定保育料、実費徴収をいいます。

(1) 取扱い金融機関 佐賀銀行

※ 佐賀銀行に口座をお持ちでない方は、事前に口座の開設をお願いいたします。

(2) 口座振替日 毎月配布「園だより」に記載している日に引き落としをします。振替日が休業日の場合は、翌営業日。ご面倒ですが前日までにご入金をお願いいたします。

(3) 振替ができなかった場合

園の方へ直接現金で納付してください。

振替日以降に入金された場合、その月分の保育料等は振替できませんので、予めご了承ください。

12 緊急時における対応方法

- (1) 保育中に、園児の体調に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに園児の保護者、学校医又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2) 保護者への連絡については、予めお知らせいただいた緊急連絡先に速やかに行います。ただし、万が一保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を優先させ、しかるべき対応を行いますので予めご了承ください。

学校医 (内科)	医師名等	福岡 英信 福岡病院		
	所在地	佐賀市開成6-14-10	電話	0952-31-4611
学校医 (歯科)	医師名等	諸岡 紀仁 諸岡歯科医院		
	所在地	佐賀市神野東4-3-9	電話	0952-30-3271
救急隊	佐賀広域消防局佐賀消防署			
	所在地	佐賀市兵庫町藤の木947-2	電話	0952-30-0111
警察署	佐賀北警察署			
	所在地	佐賀市高木瀬東234-1	電話	0952-30-1911

13 非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	佐賀消防署へ毎年度届出 防火管理者 副園長 牟田 尚敏 (園長 陣内 富子)
避難訓練	火災及び地震、水害、不審者侵入を想定した避難訓練及び消火訓練(月1回)を実施します。
防災設備	消火器具、自動火災報知設備
防犯設備	非常通報装置・防犯カメラ・電子錠
避難場所	第1避難場所 「園庭」 第2避難場所 「大藤公園」 ※ 水害の場合は、園舎南側IBC棟の3階
園児の引き渡しの方法	引き渡し場所を設置し、保護者の迎えがあった時点で、随時確認のうえ対応します。

14 苦情・相談の受付

苦情・相談受付（窓口）	副園長 牟田 尚敏	電話 0952-30-5832
苦情・相談受付責任者	園長 陣内 富子	
第三者委員会委員	遠藤 浩幸（佐賀市立神野小学校校長）	
//	宮崎 祐治（前 神野こども園園長）	
//	川崎 健二（佐賀市議会議員）	
＜受付方法等＞		
面談・文面・電話などの方法で相談を受け付けます。		

15 賠償責任保険等に関する事項

施設賠償責任保険
日本スポーツ振興センター共済給付(全園児)

16 入園時に必要な書類等

- (1) 誓約書、同意書
- (2) 園児調査票（保護者の住所、連絡先、園児の嗜好や生活習慣を知るもの）
- (3) 保健調査（園児の体調を確認するもの：病歴、予防接種の記録、アレルギー等）
- (4) 健康診断書、歯科検診報告（健康診断、歯科検診、尿検査の受診が確認できるもの）
- (5) その他（園バス利用申し込み、食物アレルギー等）

17 施設等を利用する子どもを平等に取り扱う原則

- (1) 本園では、施設等を利用する子どもに対し、その国籍、信条、社会的身分又は利用料を負担するか否かによって、差別的取り扱いをいたしません。

18 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園では、関係法令（及び学校法人佐賀学園個人情報の保護に関する規程）に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理します。
- (2) 本園の職員は、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- (3) 前項の定めに関わらず、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに保護者の同意を得るものとします。（別紙同意書）
 - ①緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
 - ②転園する場合、転園先施設との間で必要な情報提供を行うこと。
 - ③卒園に当たり、入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

19 保護者と園の連絡について

- (1) 本園では、子どもたちが毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。そこで、園での状況やご家庭での状況を相互に連絡し合うために、連絡帳またはおたより帳を活用します。

3号認定のお子様（0・1・2歳児）については、特に、体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせください。
- (2) 毎月1回、園だよりやクラスだより等を発行します。園やクラスの様子、行事や連絡事項、注意事項等をお知らせします。必ずお読みください。
- (3) 本園のホームページの「園からのお知らせ」に、子どもたちの遊びの様子や行事、日々の園の様子等をお知らせしています。

20 父母の会について

保護者、園の職員が連携して子どもたちの笑顔のために活動する会です。本部執行部とクラス役員の係があります。

21 健康診断について

全園児	毎年2回、健康診断及び歯科検診、尿検査を行います。検診の結果については個別に文書でご家庭にお知らせします。また、身長、体重の測定は毎月行い、結果については、連絡帳またはおたより帳でお知らせします。
その他	お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

22 神野こども園ご利用に際し、留意していただくこと

登園時間	登園は9時30分までをお願いします。 0・1・2歳児（わかば・つぼみ組）は9時15分までをお願いします。朝のおやつの時間があるためです。
欠席等の連絡	欠席または登園が遅れることを連絡する場合、園バス利用児は7時30分以降園バス乗車時刻10分前までに園へ電話で連絡してください。保護者送迎児は、連絡アプリで当日8時20分までに送信してください。8時20分以降になる場合は、必ず電話で連絡してください。
毎朝の検温、体調の確認	お子様の当日の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園前に、ご家庭で①機嫌のよしあし ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
感染症について	麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師の指示に従って登園させてください。
発熱のある場合	熱が37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。発熱後24時間経過するまでご自宅で様子を見るようにしてください。また、登園後に37.5℃を超えた場合は、お迎え依頼の連絡をさせていただきます。
与薬について	医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限りお預かりし与薬します。その場合、与薬依頼書を提出していただき薬は必ず職員に手渡ししてください。⇒巻末 資料3
園バス利用について	園バス表記載の時刻はバスの発車時刻となります。乗降場所へは5分前には来ていただくようお願いします。園バス表の時刻後2分間は乗車位置で待機しますが、それ以降は次の乗車位置に向かいます。ホームページの園バス位置情報サービスもご利用ください。

重要事項説明書 別表1

1 保育料

保育料は、お住まいの市町村が定める額

2 入園手数料

1号	2号	3号	入園前の準備、選考及び認定 申請手続き事務（1号）
3,500円	-	-	

3 特定保育料の種類、理由及びその額

特定保育料	種類	理由	金額	対象
	施設教育充実費	施設や教育環境 の維持整備	月額2,000円	1・2・3号

4 その他（実費徴収等）

種類	金額	対象
給食費	月額 6,300円	1号
給食費（おやつ代含）	月額 8,900円	新2号・2号
教材費・絵本代	月額 1,000円	1号・2号・3号全園児
父母の会費	月額 500円	長子【1号・2号・3号】
	月額 200円	第2子【1号・2号・3号】

上記の他、用品・体操服・制服等の個人購入につきましては、ご負担していただきます。
※日本スポーツ振興センター共済給付負担金については、全額園の方で負担いたします。

5 時間外保育追加料金

	認定区分 時間等		1号	2号・3号	
			教育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間
早朝保育	月～金 土曜日 長期休業中	7:30～8:30	100円	100円	—
預かり 保育	月～金	降園～18:00	300円	—	—
	土曜日 振替休日 長期休業中	8:30～18:00	800円	—	—
延長保育	月～金 土曜日 長期休業中	16:30～17:30	—	100円	—
		17:30～18:30	—	100円	—
		18:00～18:30	100円		

※ 1号の新2号認定の預かり料は、「450円×利用日数」を月額上限額として、利用料が無償となります。（ただし、月額11,300円が上限）